

議案第14号

渋川市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月27日提出

渋川市長 星 名 建 市

渋川市事務分掌条例の一部を改正する条例

渋川市事務分掌条例（平成18年渋川市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中第1号を削り、第2号を第1号とし、同条第3号中「情報防災部」を「総合政策部」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号中「市民環境部」を「市民生活部」に改め、同号を同条第3号とし、同条第5号を同条第4号とし、同条第6号中「育都推進部」を「こども健康部」に改め、同号を同条第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

（6） 農政部

第1条第7号中「産業観光部」を「商工観光部」に改める。

第2条第1号を削り、同条第2号中キをクとし、カを削り、オをキとし、エをカとし、カの前に次のように加える。

オ 市の予算その他財務に関する事項

第2条第2号中ウをエとし、イをウとし、アをイとし、同号にアとして次のように加える。

ア 秘書に関する事項

第2条第2号を同条第1号とし、同条第3号中「情報防災部」を「総合政策部」に改め、同号ア及びイを次のように改める。

ア 市政の総合企画及び調整に関する事項

イ 共生社会の推進に関する事項

第2条第3号に次のように加える。

カ 広報及び広聴に関する事項

第2条第3号を同条第2号とし、同条第4号中「市民環境部」を「市民生活部」に改め、同号中カを削り、オをカとし、エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 市税に関する事項

第2条第4号に次のように加える。

キ 危機管理の統括に関する事項

ク 消防防災及び市民の安全安心に関する事項

第2条中第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第6号中「育都推進部」を「こども健康部」に改め、同号中ウを削り、エをウとし、同号を同条第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 農政部

ア 農業及び水産業に関する事項

イ 森林の保全及び林業に関する事項

ウ 土地改良に関する事項

第2条第7号中「産業観光部」を「商工観光部」に改め、同号中ア及びイを削り、ウをアとし、エをイとし、オをウとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(渋川市環境基本条例の一部改正)

2 渋川市環境基本条例（平成18年渋川市条例第154号）の一部を次のように改正する。

第30条中「市民環境部環境森林課」を「市民生活部環境課」に改める。

(渋川市子ども・子育て会議条例の一部改正)

3 渋川市子ども・子育て会議条例（平成25年渋川市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第7条中「育都推進部こども政策課」を「こども健康部こども課」に改める。

(渋川市成年後見制度の利用を促進するための条例の一部改正)

4 渋川市成年後見制度の利用を促進するための条例（令和元年渋川市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第8条中「高齢者安心課」を「高齢福祉課」に改める。

理 由

組織機構の見直しに伴い、所要の改正をしようとするものである。

渋川市事務分掌条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>総合政策部</u></p> <p>(3) <u>市民生活部</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>こども健康部</u></p> <p>(6) <u>農政部</u></p> <p>(7) <u>商工観光部</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>(事務の分掌)</p> <p>第2条 部の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>総務部</u></p> <p>ア <u>秘書に関する事項</u></p> <p>イ <u>議会及び行政一般に関する事項</u></p> <p>ウ <u>文書及び法規に関する事項</u></p> <p>エ <u>職員の人事、給与、研修及び福利厚生に関する事項</u></p> <p>オ <u>市の予算その他財務に関する事項</u></p> <p>カ <u>市の財産に関する事項</u></p> <p>キ <u>契約及び工事の検査に関する事項</u></p> <p>ク その他他の所管に属しない事項</p> | <p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>(1) <u>総合戦略部</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>情報防災部</u></p> <p>(4) <u>市民環境部</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>育都推進部</u></p> <p>(7) <u>産業観光部</u></p> <p>(8) (略)</p> <p>(事務の分掌)</p> <p>第2条 部の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>総合戦略部</u></p> <p>ア <u>秘書に関する事項</u></p> <p>イ <u>広報及び広聴に関する事項</u></p> <p>ウ <u>市政の総合企画及び調整に関する事項</u></p> <p>エ <u>共生社会の推進に関する事項</u></p> <p>オ <u>市の予算その他財務に関する事項</u></p> <p>(2) <u>総務部</u></p> <p>ア <u>議会及び行政一般に関する事項</u></p> <p>イ <u>文書及び法規に関する事項</u></p> <p>ウ <u>職員の人事、給与、研修及び福利厚生に関する事項</u></p> <p>エ <u>市の財産に関する事項</u></p> <p>オ <u>契約及び工事の検査に関する事項</u></p> <p>カ <u>市税に関する事項</u></p> <p>キ <u>その他他の所管に属しない事項</u></p> |

(2) 総合政策部

- ア 市政の総合企画及び調整に関する事項
- イ 共生社会の推進に関する事項
- ウ 行政改革に関する事項
- エ 情報化に関する事項
- オ 統計に関する事項
- カ 広報及び広聴に関する事項

(3) 市民生活部

- ア 市民生活及び市民活動に関する事項
- イ 戸籍及び住民基本台帳に関する事項
- ウ 市税に関する事項
- エ 環境に関する事項
- オ 廃棄物の処理及び清掃に関する事項（地域汚水処理に関する事項を除く。）
- カ 温暖化対策に関する事項

キ 危機管理の統括に関する事項

ク 消防防災及び市民の安全安心に関する事項

(4) (略)

(5) こども健康部

- ア こどもに関する事項
- イ 保健に関する事項

ウ 国民健康保険及び国民年金に関する事項

(6) 農政部

- ア 農業及び水産業に関する事項
- イ 森林の保全及び林業に関する事項
- ウ 土地改良に関する事項

(7) 商工観光部

- ア 商業及び工業に関する事項
- イ 観光に関する事項
- ウ 労働に関する事項

(8) (略)

(3) 情報防災部

- ア 危機管理の統括に関する事項
- イ 消防防災及び市民の安全安心に関する事項
- ウ 行政改革に関する事項
- エ 情報化に関する事項
- オ 統計に関する事項

(4) 市民環境部

- ア 市民生活及び市民活動に関する事項
- イ 戸籍及び住民基本台帳に関する事項
- ウ 環境に関する事項
- エ 廃棄物の処理及び清掃に関する事項（地域汚水処理に関する事項を除く。）
- オ 温暖化対策に関する事項
- カ 森林の保全及び林業に関する事項

(5) (略)

(6) 育都推進部

- ア こどもに関する事項
- イ 保健に関する事項
- ウ スポーツに関する事項
- エ 国民健康保険及び国民年金に関する事項

(7) 産業観光部

- ア 農業及び水産業に関する事項
- イ 土地改良に関する事項
- ウ 商業及び工業に関する事項
- エ 観光に関する事項
- オ 労働に関する事項

(8) (略)

澁川市事務分掌条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表
澁川市環境基本条例（平成18年澁川市条例第154号）の一部改正
（附則第2項関係）

（傍線の部分は改正部分）

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>（庶務） 第30条 審議会の庶務は、<u>市民生活部環境課</u>において行う。</p> | <p>（庶務） 第30条 審議会の庶務は、<u>市民環境部環境森林課</u>において行う。</p> |

澁川市事務分掌条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表
澁川市子ども・子育て会議条例（平成25年澁川市条例第28号）の一部改正
（附則第3項関係）

（傍線の部分は改正部分）

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|--|
| <p>（庶務） 第7条 会議の庶務は、<u>こども健康部こども課</u>において処理する。</p> | <p>（庶務） 第7条 会議の庶務は、<u>育都推進部こども政策課</u>において処理する。</p> |

澁川市事務分掌条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

澁川市成年後見制度の利用を促進するための条例（令和元年澁川市条例第15号）の一部改正

（附則第4項関係）

（傍線の部分は改正部分）

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|--|
| <p>（地域連携ネットワークの構築等）</p> <p>第8条 市は、市民の権利擁護の支援のための地域連携ネットワークを構築し、その中核的な役割を担う機関を福祉部<u>高齢福祉課</u>に置くものとする。</p> | <p>（地域連携ネットワークの構築等）</p> <p>第8条 市は、市民の権利擁護の支援のための地域連携ネットワークを構築し、その中核的な役割を担う機関を福祉部<u>高齢者安心課</u>に置くものとする。</p> |